

## 自動販売機設置に係る教育財産使用許可条件

### 1 設置場所及び台数

東京都立清瀬高等学校内 2箇所（別紙図面のとおり） 東京都清瀬市松山3-1-56

- ① 校舎棟1階生徒昇降口に2台（回収箱を含め、使用面積は3.8㎡以内とする。）
- ② 校舎棟・体育館棟1階連絡通路に2台（回収箱を含め、使用面積は3.8㎡以内とする。）

### 2 使用許可期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

複数業者から希望があった場合は、2箇所別々の業者に使用を許可する。配置場所については、2社業者決定後に希望を聞き、希望が重なった場合は抽選により決定する。

### 3 自動販売機設置条件等

- (1) 清涼飲料水等を継続して販売するとともに、自動販売機の保守等を行なうこと。
- (2) 設置する自動販売機は、本体は漏電遮断器付で、節電、省エネルギー等、環境負荷を低減した機種とし、災害対応型機能を有するものとする。設置の際は、転倒防止策(既存施設の改変不可)を施すこと。
- (3) 販売品目は、清涼飲料水等（いわゆるスポーツ飲料及び100%果汁飲料は必須とする。）、乳製品、栄養補助食品とする。自動販売機を設置することとなった場合は、具体的な販売品目について、更新する場合も含めて必ず本校と協議すること。
- (4) 販売価格は市価よりも低廉なものとし、この場合、財産使用料は免除する。
- (5) ビン、缶、ペットボトル等の空き容器(他からの持込を含む)の回収は、自動販売機設置業者が回収箱を設置し、原則として日曜・祝日を除き毎日回収すること。また、本校所定のごみ置き場にも搬出するため、あわせて回収を行うこと。
- (6) 商品の補充及び空き容器の回収作業は、午後4時45分までに完了させること。
- (7) 文化祭等の学校行事に合わせ、商品の補充、空き容器の回収、それらの時間帯等について本校に協力すること。
- (8) 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用及び光熱水費は、使用者の負担とする。
- (9) 使用電力計測用計量器（子メーター）を台数分設置すること。
- (10) 学校長が必要と認める場合、または使用許可の条件に反した場合は、使用許可期間内でも使用許可を取り消す。

### 4 設置許可業者の要件

- (1) 使用許可申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法又は食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないこと。
- (2) 自動販売機の設置に当たり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に定めのある事項については、使用者が使用前に手続きを行うこと。
- (3) 使用許可申請の際には使用許可に関する申請書（別途定める様式）とあわせて、印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業許可書、上記（1）にかかる申立書等を提出できること。詳細については、別途指示する。